神戸市都市公園条例施行規則の一部改正(案)について(概要)

1. 改正の趣旨

神戸市では有料公園施設の供用時間等について、神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)で定めています。

この度、しあわせの森の有料公園施設であるオートキャンプ場について、供用時間の変更を検討しています。つきましては、神戸市都市公園条例施行規則で定める供用時間を変更することについて、意見を募集いたします。

2. 改正案の概要

第5条第1項第2号の表における「しあわせの森」の有料公園施設であるオートキャンプ場(宿泊の場合)の供用時間を下記のとおり変更します。

【現行】

都市公園名	有料公園施設	供用時間
しあわせの森	オートキャンプ場	ア 宿泊の場合 午後3時から翌日の
		<u>午後1時まで</u>
		イ 宿泊以外の場合 午前10時から午
		後7時まで(1月、2月及び12月に
		あっては、午前10時から午後5時ま
		で)

【改正案】

都市公園名	有料公園施設	供用時間
しあわせの森	オートキャンプ場	ア 宿泊の場合 午後1時から翌日の
		午前 11 時まで
		イ 宿泊以外の場合 午前10時から午
		後7時まで(1月、2月及び12月に
		あっては、午前10時から午後5時ま
		で)

施行予定日 令和7年4月1日